

明 監 報 第 9 号

財政援助団体等（明石市公設地方卸売市場指定管理者）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和6年3月25日

明石市監査委員	藤 本 一 彦
同	藤 田 隆 大
同	竹 内 きよ子
同	井 藤 圭 順

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査の結果について

1 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
株式会社明石卸売市場管理センター	明石市公設地方卸売市場	市民生活局 産業振興室 産業政策課

2 監査の期間

令和5年11月27日から令和6年3月25日まで

3 監査の対象範囲

主として、令和3年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 施設の管理運営について
- (2) 現金等の管理について
- (3) 収入事務について
- (4) 支出事務について
- (5) 契約事務について
- (6) 物品の管理について
- (7) 事業報告について
- (8) 各施設個別事項

5 監査の方法

監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 指定管理者等の概要

- (1) 指定管理者 株式会社明石卸売市場管理センター
- (2) 指定管理者が行う業務
 - ① 市場施設の使用及びその制限に関すること
 - ② 市場施設の維持管理に関すること
 - ③ 市場施設の使用料の徴収及び還付に関すること
 - ④ 市場施設の衛生環境及び秩序の維持に関すること
 - ⑤ 卸売予定数量等の報告及び公表に関すること
 - ⑥ 市場の活性化及び利用増進のための企画及び実施に関すること
 - ⑦ 上記に掲げるもののほか、市長が定める業務
- (3) 令和3年度指定管理料 10,000,000円
- (4) 指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項*については、改善措置を講じられたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

財政援助団体等監査 (指定管理者監査)	施設の 管理運営	現金等 の管理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	物品 の管理	事業 報告	各施設 個別事項	計
件数			4	2	1	1	3	5	16

※ 上記表は、今年度から監査結果の参考として添付しています。